

お知らせ

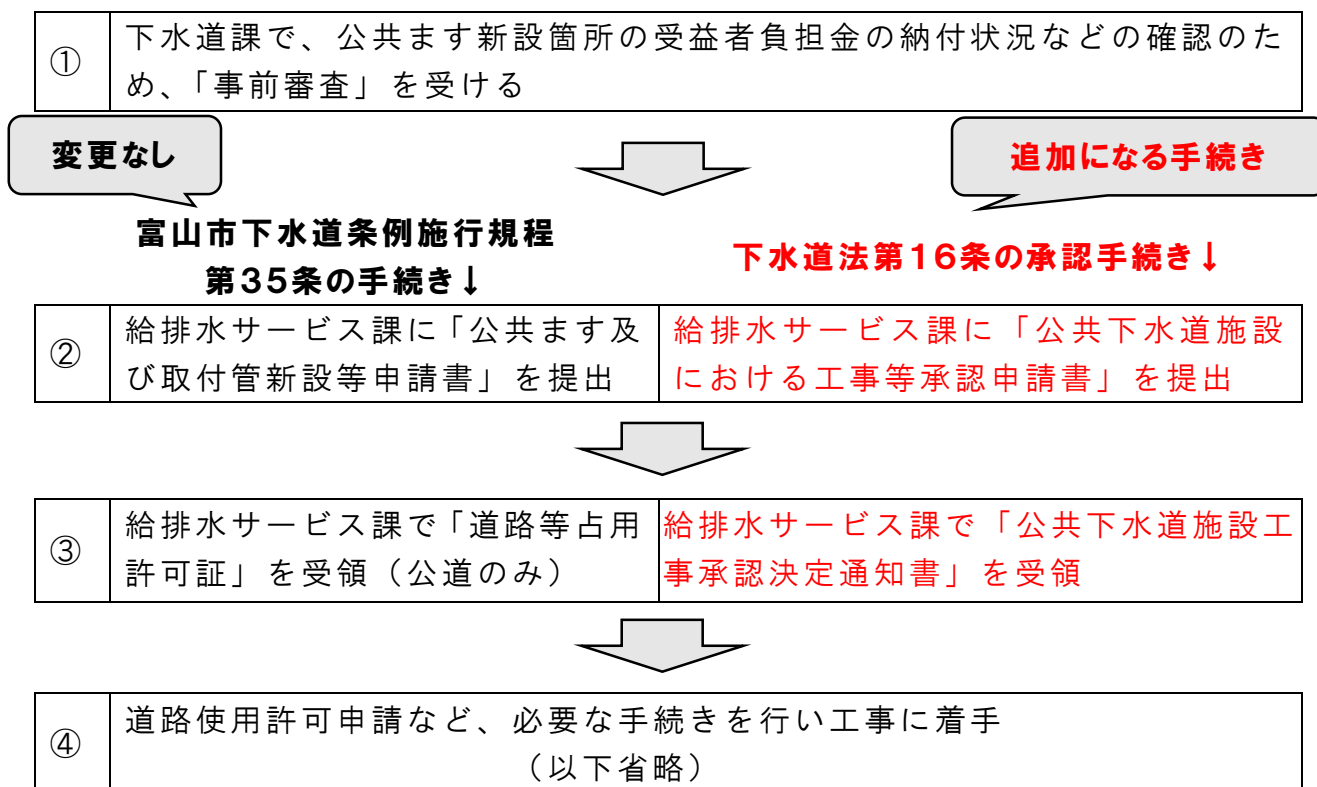
「公共ます新設等工事の手続き」の変更について

令和5年4月1日より、公共ます新設等の工事を行う際は、これまでの手続きに加えて、公共下水道管理者以外の者が行う工事として、下水道法第16条※に基づく、「公共下水道管理者の承認」が必要になります。

※下水道法第16条

公共下水道管理者以外の者は、公共下水道管理者の承認を受けて、公共下水道の施設に関する工事又は公共下水道の施設の維持を行うことができる。

＜公共ます新設等工事の手続きの流れ（変更点は赤字で表示）＞



※公共ますを撤去・交換する場合も②、③の手続きが必要です。

※必要な図面の変更はありませんが、提出書類等は「公共ます新設等工事の手続きについて」を参照してください。

※「富山市公共ます及び取付管新設等申請に係る施工指針」も一部改訂しましたので、詳しくは富山市ホームページからご参照ください。

（「富山市 公共ます 施工指針」で検索）

（お問い合わせ先）富山市上下水道局 給排水サービス課
下水道排水サービス係 076-432-8708